

STOP!!!



社会のルールを守ろう。

不正軽油

不正軽油は**犯罪**です!

- 作らない
- 売らない
- 買わない
- 使わない

不正軽油は悪質な脱税行為です。公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。

軽油引取税全国連絡会
高知県

安芸県税事務所 ☎ 0887-34-1161
中央東県税事務所 ☎ 088-866-8500
中央西県税事務所 ☎ 088-821-4957

須崎県税事務所 ☎ 0889-42-2366
幡多県税事務所 ☎ 0880-35-5972
高知県税務課 ☎ 088-823-9309



STOP!!



不正軽油

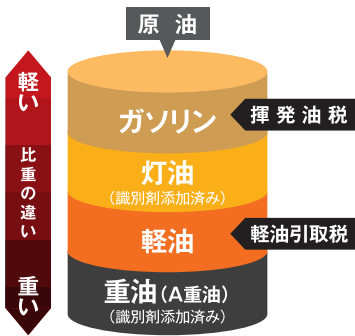
不正軽油に関わる人は すべて罰せられます!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

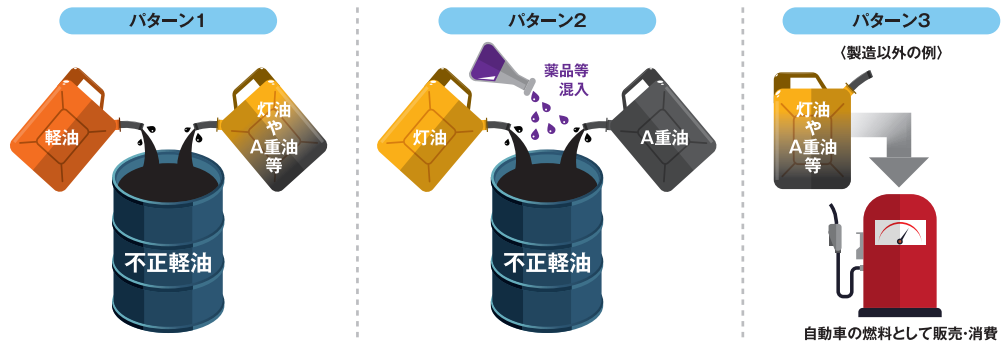
不正軽油とは

- 主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- 不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。

燃料油の種類



不正軽油(製造)の主なパターン



軽油引取税を脱税すると



軽油引取税を脱税すると、**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。
〔地方税法144条の41〕

不正軽油を製造すると



知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には**3億円**以下の罰金が科されます。
〔地方税法144条の33〕

不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると



不正軽油の製造に使われることを知って原材料(灯油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年**以下の懲役、**700万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**2億円**以下の罰金が科されます。
〔地方税法144条の33〕

不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると



不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、**3年**以下の懲役、**300万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**1億円**以下の罰金が科されます。
〔地方税法144条の33〕

検査を拒否すると



帳簿書類等の調査や採油、質問などを正当な理由なく拒否すると、**1年**以下の懲役、**50万円**以下の罰金が科されます。
〔地方税法144条の12〕

不正軽油の製造に関与した人も 納税義務を負う場合があります。

〔地方税法144条の4〕



不審な業者や施設などの情報も
ぜひお寄せください!

- 市価に比べて異常に価格が安い。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- 不審な業者から、燃料の売り込みがある。
- 廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。

□□□
高知県では、建設工事等の入札参加資格審査時
□
□□
に、個人住民税の特別徴収を実施しているか
□□
□
どうかを確認させていただきます。
□□□

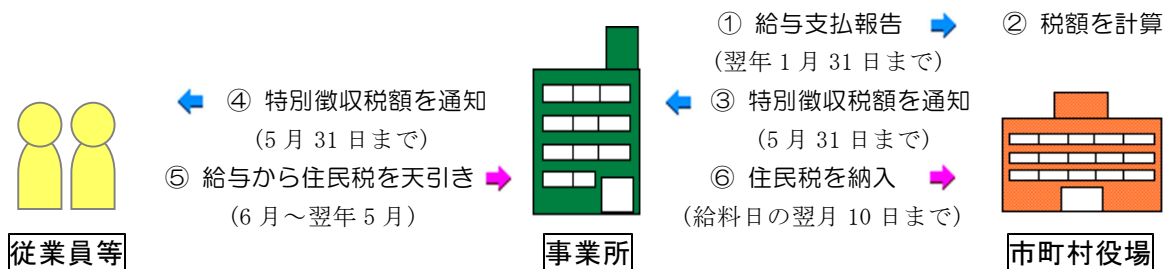
■ 個人住民税の特別徴収とは ■

給与支払者(雇い主)が、給与所得者(従業員等)に給与を支払うときに、その給与から所得税を源泉徴収(天引き)して国へ納めるのと同じように、個人住民税(市町村民税と県民税)を天引きして、その従業員等に代わって市町村へ納めていただく制度です。

- ※ 「従業員等」には、給与所得となる役員報酬を得ている役員や青色事業専従者も含まれます。
- ※ この住民税を天引きして、従業員等に代わって市町村へ納めることを「特別徴収」といい、特別徴収する義務がある雇い主を「特別徴収義務者」といいます。
- ※ 個人の県民税は、市町村民税と併せて、従業員等の住所地の市町村へ納めていただき、市町村から県へ払い込まれます。

前年中に給与所得があり、かつ、今年4月1日現在、給与を支払うべき従業員等について、所得税法の規定により所得税を源泉徴収する義務のある雇い主は、地方税法及び市町村税条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者となります。

【個人住民税特別徴収の流れ】



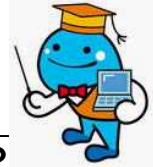
■ 特別徴収の実施についての確認 ■

高知県では、建設工事、測量・設計コンサルタント、物品購入、庁舎管理等の入札参加資格の審査を求める事業者が、個人住民税の特別徴収義務を負う場合に、その特別徴収の実施について確認させていただきます。

■ 資格審査時の確認手続 ■

資格審査の場合の確認手続は、次のとおりとします。

- 資格審査に当たっては、別に定める個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書で自主申告することになります。
- 高知県内の市町村のうち、最も多くの従業員が居住する市町村において特別徴収を実施しているかどうかを確認します。
- 新規事業者である等の理由で、資格審査時に特別徴収義務者としての指定通知を受けていない場合は、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施するということを誓約していただきます。
- 現在、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員が全くいない場合にも、この申告(誓約)書を提出していただきます。



問1 個人住民税特別徴収の実施を要件としているのはなぜですか？

答え 個人住民税の特別徴収義務は、従来から地方税法に規定され、入札参加の有無にかかわらず実施していただくべきものです。その実施状況を、特に、入札参加資格審査時に確認させていただく趣旨は、県が税金を使って行う事業である以上、それを受注する事業者には、税法上の義務を遵守していただく必要があるというものです。従来から法定されている義務を果たしていただいているかどうかを確認するものですので、ご理解ください。

問2 趣旨は分かりましたが、我が社は小規模で、専任の事務員もおらず面倒な事務は困難です。中小事業者に不利ではありませんか。

答え 天引きする税額を雇い主が計算しなければならない所得税の源泉徴収と違い、個人住民税は、天引きする税額を市町村が計算して雇い主にお知らせしますので、雇い主は、通知された税額を天引きして納めていただければよく、所得税の源泉徴収に比べると事務の負担は軽くなっています。事業者の規模にかかわらず、雇い主の社会的義務として地方税法に定められたものですので、ご理解ください。

なお、従業員等が常時10人未満の事業所の場合は、市町村長の承認を受ければ、年12回の納期が年2回となる制度もあります。

問3 給与の手取り額が少なくなると、従業員等から苦情が出ますが。

答え 普通徴収の場合（特別徴収ではない場合）は、従業員等は、市町村から送られてきた納付書を持って、自分で金融機関等の窓口へ行き、税金を納めなければなりません。特別徴収の場合は、従業員等が、わざわざ金融機関等で納める手間が不要で、納め忘れによる督促手数料や延滞金がかかる心配もありません。

また、普通徴収の場合、納期は原則年4回ですが、特別徴収の場合は、毎月の給与（年12回）からの天引きですので、従業員等にとっては、1回当たりの納付額が少なくて済みます。

問4 新たに特別徴収を行うための手続きは？

答え 市町村へ給与支払報告書を提出する期限である1月31日までに、市町村役場住民税担当課へ御連絡ください。それを受けて5月31日までに、市町村から特別徴収税額の通知がありますので、6月から翌年5月までの給与支払時に、特別徴収税額を天引きして、市町村へ納めていただくことになります。

詳細につきましては、従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。



問い合わせ先

◇ 住民税特別徴収制度について

- ➡ 高知県税務課（徴収担当） ☎ (088)823-9307
- ➡ 高知県市町村振興課（税政担当） ☎ (088)823-9316
- ➡ 従業員の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 住民税特別徴収の具体的な手続きについて

- ➡ 従業員の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 建設工事等の入札参加資格審査について

- ➡ 高知県土木政策課（建設業振興担当） ☎ (088)823-9815